

意見書-1

原案一P-59 4.3.3

② 狭窄部の上下における上下流バランス

仮に、狭窄部の上流で河川改修が行なわれていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水が狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。

とありますが。

- 狭窄部・岩倉峡は、流量を抑制する自然のダムであります。岩倉峡において流量が抑制されるために上野地区に氾濫がおきる。その氾濫した洪水が再び狭窄部・岩倉峡に流入すると氾濫することなく下流の計画高水位を上回る事態が発生し得るとは考えられません。

その発生し得る事態とはいかなるものでしょうか。

- 整備目標とする洪水が生起した場合における、狭窄部およびその上流で必要な対策を行った後の狭窄部への流入量が、河川整備に着手する以前の自然状態のときの流入量を上回ることをしないよう上流の洪水調整施設を整備する。

とありますが。

- 原案一第63回委員会資料 P-5-8 図表

河川整備に着手する以前の自然状態のときの流量・・・2,750 ml / s

遊水地・河道改修を行なった場合の流量・・・・・・・・・・2,900 ml / s

なぜ、遊水地・河道整備を行なうことによって、流量が増加するのか。

狭窄部・岩倉峡において流量が抑制されるがゆえに氾濫が起きる。その洪水は狭窄部・岩倉峡への流入直前において遊水地で900万mlが貯留されるために、岩倉峡への流入量は減量されるのであって、けして増加するとは思われない。すなわち狭窄部およびその上流で必要な対策を行なったことになり、自然状態の流量を上回ることはないと思われる。

伊賀盆地における河川はその流長の1/2は急勾配の山間部にあり平坦部は10～15キロ程度であるが、支流が網の目のごとくにあって源流域特有の形態をなしており堤防のかさ上げは不可能に近く、なおかつ、かさ上げせねばならない要因は見当たりません。

河道整備および堤防かさ上げによる流量の増加は、狭窄部以下の下流部での理論であって当地伊賀盆地においてはなじみません。

意見書-2

- 島ヶ原地点 計画高水位・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,700 m³ / s
- 岩倉峽 流下能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3,100 m³ / s
- 自然状態のときの流量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,750 m³ / s
- 遊水地・河道改修を行なった場合の流量・・・・・・・・・・ 2,900 m³ / s
- 遊水地・河道改修および川上ダムにおいて
自然状態に抑制した流量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,750 m³ / s

● 昭和 28 年台風 13 号の再来において

自然状態および遊水地・河道改修においては島ヶ原地点での計画高水位を上回ることはなく、かつ狭窄部・岩倉峽において流量を抑制されているにもかかわらず、なぜ自然状態 2,750 m³ / s にこだわるのでしょうか。

いずれにしても遊水地・河道改修を行なった場合の流量の増加が無い以上川上ダムにおいて流量の抑制をする必要は無いと思われる。

参考までに、川上ダムにおいて抑制する流量は 150 m³ / s と読めるがその場合のダムにおける洪水調整容量はいくらでしょうか。

河道掘削は過去の検討資料において有効とされています。河道掘削および河床整備において河川内の貯留容量は増加すると考えられますが、その増加容量はいくらでしょうか。

● 川上ダム計画について

洪水調整容量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 440 万 m³

あまりにも多すぎませんか？

基本高水量 前・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,100 m³ / s 放流量 150 m³ / s

原案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 420 m³ / s 放流量 60 m³ / s

なぜこんなにも差がでるのでしょうか？変更事由はなんのでしょうか？

資料 川上ダムの代替案での容量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 520 万 m³

川上ダムでの抑制容量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150 m³ / s

この二つの数値の関係は？

意見書-3

砂防と既存ダムの上寿化について

- 原案 p61 木津川水系の既存ダムの上寿化をはかるため、水位低下を伴う堆砂掘削の実施時に必要な容量を一時的に代替できるようなダム容量を確保し、・・・・・・・・・・

● 砂防の現状

源流域の砂防対策は、まずダムありきで建設され砂防は後追いで実施されています。現時点では、ダムを守るためにダム集水域に集中して実施されています。なおかつ既存ダムの堆砂は予想をこえる速さで堆積しているのが現状です。

川上ダム集水域はごくわずかしき対策されていません、さらにダム堤から源流部までの距離が短く勾配が急なため、ひとたび山塊の崩落が発生すれば瞬時にダム湖までたっします。また砂防対策のためのスペースが狭く、非常に危険な地形にあって砂防・治山対策について基本的な考え方が検討されていません。木津川上流域の砂防・治山と自然環境について総合的な検討と対策が最も優先すべきと考えます。

- 既存ダムの上寿化について、この対策どこがおかしいと思いませんか。

なぜ、一時的な措置にたいして、恒久容量として新設ダムに見込む必要があるのか、あまりにも単純な積み上げにて経費の無駄づかいとしか思われません。

堆砂を掘削搬出するにあたっては、ダムは空にしなくてはならないので利水容量分は既存ダムを借りる。ただしその容量はそのダムの洪水調整容量をあてる、当然その水系ダム群の洪水調整容量は極端に劣ることになる。

堆砂の掘削搬出は原則的に非洪水期に行なわれるのが常識である。が予期せぬ洪水出水時の対応策として洪水調整容量を確保する必要があります。その場合の緊急の措置として堆砂対策中の空ダム全容量を洪水調整容量として利用することで木津川上流水系の洪水調整機能を低下させることなく対応できます。

- 原案 p44 4.2.5 土砂 (1) 土砂移動の連続性の確保の検討

上記について、検討をする。と明記されている以上は、既存ダムの上寿化対策を恒久施設に求めるのではなく、臨機暫定の措置として対策を講ずるべきである。

意見書-4

□ 川上ダム計画一利水代替案

● 伊賀水道用水の自己水源池保有の提案

候補地—上野新都市“ゆめぼりす伊賀”

資料別紙 ゆめぼりす伊賀全体計画図・街区詳細図

上野新都心は「住み」「働く」「学ぶ」「憩う」の複合機能を有した「人と自然と企業が調和した未来型都市の創造」を目指して開発されました。

周辺部は森林公園や緑豊かな自然が多く小高い丘にあります。また住宅用地と産業用地を環境保全空間として計画された、小波田川は農業排水のたまりとかし、つつみは雑草が茂り放置されていて清掃管理ができない状況にあり、計画目的の憩いとやすらぎの自然景観を提供する空間とは、ほど遠い状態にあります。

- 水源 <補助水源・濁水時対策水源> をわざわざダムに求めることは、平成18年度公債費率16.1%の市にとって高額な事業費の負債と、さらにダムがもたらす河川環境の諸問題を長期的に負担することは、“自然と共生するうるおいのある街づくり”を目標とする行政と市民にとって重大な禍根を残します。

- よってダムに変わる“自己水源池の保有”を提案いたします。

ゆめぼりす伊賀は、木津川取水口に近く産業用街区には水道用浄水場がまもなく完成いたします。公共用地を主体に貯水池建設が可能であり低コストで取得できます。

A. 小波田川・防災調整池および隣接公園施設 およそ15ha

水道用水確保のため貯水し水面をあげる。よって人と水とが接近することでより効果的なウォータープロムナードや水辺のふれあい公園、観察園として整備する。

概算貯水可能容量 250万㎡

B. フレッシュヒル（スポーツパーク）予定地 25ha

広大な敷地であり海洋スポーツやプールおよびその他のスポーツとあわせて利用可能である。

概算貯水可能容量 400万㎡

こうして公共が積極的に参加整備することで、街の発展を推し進め、水と緑の自然豊かな街として“ゆめぼりす伊賀”の価値を高めることができる。

意見書-5

源流域の水源保全と環境整備について

伊賀盆地は“自然の巨大な貯水池”

- 木津川の最深部源流域は伊賀盆地にあります。分水嶺からの源流は網の目のような無数の枝川・支川と森によって、清流となり溪谷を形づくりつつ、生態系に育みをもたらし人々に豊かな自然と恵を与えて、木津川と柘植川・服部川となり岩倉峡において合流し木津川本流となって、大河として滔々と流れ行く恵み豊かな水は枯れることはありません。
- 河川計画基本方針において
水源から河口域まで一環した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたって目標を明確にして、河川の総合的保全と利用を図る。
かつ河川整備計画原案の策定にあたっての基本的な考え方では、「川が川をつくる」と明記されています。
- 川を形づくる源である水源地域の基本整備に関する事項を明確に記述していただきたい。当然ながら、洪水調整施設（ダム）は水源ではありません。

伊賀盆地の全域が“自然の巨大な貯水池”であり、すなわち水源なのです。

しかし、人工林のみならず森林の放置、山村の過疎化、林業の衰退、源流河川の監理限界と崩壊、廃棄物の不法投棄などによって水源環境が悪化の一方にあります。

今この水源地域を官・行政と民間の三位一体となつての取り組みがもっとも急務とおもわれます。現状の把握と対策を検討され方針と基本的な考え方を示していただきたい。

- 伊賀市環境保全都市宣言（写） 平成 17 年 12 月 22 日
私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに潤いのある暮らしができることを願っています。しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻な影響をあたえています。私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる木津川の清流など、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めると共に、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を負っています。よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、ここに、
「環境保全都市」を宣言します。

水源環境機能の整備と保持

意見書-6

水源保全地域の指定と自然環境の再生

● 源流域の森林状況と水源環境

資料 近畿地方整備局 川上ダム流域の植生

川上ダム流域における森林率は86.3%です。伊賀市のその他の山間地もほぼ同様の状況にあります。昨今の社会状況の森林放置、山村の過疎化、高齢化、林業の衰退などの要因で山地の荒廃が進んでいます。また当地の河川は一級河川とはいえ河川環境の管理限界からか、荒れるまま放置されているのが現状です。すでに水環境の崩壊は始まっています。

- 今こそ、山地の安定と森林のもつ透水性や保水性および水量の平準化によって、森林と水の循環機能を回復して保全維持するための、水源保全地域を指定して規制と機能の回復と保全維持の施策を講じるべきと提案いたします。

- 森林を維持することで、その多様な効用は未来永劫に、あらゆる生態系および地域のみならず地球環境的にもかけがえのない財産となります。ダムは、はたしてかけがえのない財産となりうるでしょうか。

■ 自然環境再生への提案

自然再生推進法においてNPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業—自然再生事業—の推進を提案いたします。

○ 自然再生推進法とは

目的（第一条）

自然再生の施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与。

自然再生とは（第二条）

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全・再生・創出・維持管理すること。